

第4章 ~~参画参加~~と協働

(村民の~~参画参加~~)

第7条 村民は、~~むらづくり~~の主役として~~むらづくり~~村政運営に~~参画参加~~する権利があります。

2 村は、むらづくりの重要な計画の策定、実施及び評価のそれぞれの過程において、村民の~~参画参加~~を推進します。

(満20歳未満の村民の~~参画参加~~)

第8条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいむらづくりに~~参画参加~~する権利があります。

(村民~~参画参加~~の推進)

第9条 村は、村民のむらづくりへの~~参画参加~~推進の拡充に努めます。

(協働の推進)

第10条 村民、議会及び村は、~~それぞれの役割と責務の下に相互の信頼関係を築きながら~~、協働のむらづくりを推進します。

2 村は、協働のむらづくりを推進するため、~~自主的及び主体的に取り組むむらづくりの担い手に対して~~、必要な支援を行います。

(コミュニティ~~活動~~の推進)

第11条 村民は、お互いに助け合い安心して暮らすことのできる地域社会の実現~~のため~~、~~主体的な取組~~に努めます。

2 村民と村は、コミュニティの役割~~と責務~~を認識し、コミュニティを守り育てます。

3 村は、~~むらづくりの担い手である~~コミュニティの自主性~~と主体性及び自立性~~を尊重しながら、必要な支援を行います。